

件名	愛媛県防災会議条例及び愛媛県災害対策本部条例の一部を改正する条例
主管課	危機管理課
根拠法令等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
<p>【改正の概要】</p> <p>平成24年6月27日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、愛媛県防災会議条例及び愛媛県災害対策本部条例の一部を次のとおり改正する。</p> <p>〔改正条例〕</p> <p>愛媛県防災会議条例 愛媛県災害対策本部条例</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>改正災害対策基本法では、都道府県防災会議の委員として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を追加する規定が新設されたため、愛媛県防災会議条例においても当該規定を新設する。</p> <p>また、東日本大震災での災害対応を教訓とし、応急対応に関し重要な役割を担う機関や女性委員の拡充を図るため、同条例で定めている委員定数の上限を増やす。</p> <p>改正災害対策基本法の施行に伴い、愛媛県災害対策本部条例第1条に項ずれが生じたため、改正する。</p>	
施行日	平成24年10月23日
<p>【その他参考事項】</p>	